

## 特集にあたって

### —社会保障制度改革国民会議報告書と プログラム法案を考える

駒村 康平

慶應義塾大学経済学部教授

#### 社会保障制度改革国民会議とは

政府は、2013年10月15日の臨時国会において、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」案、いわゆるプログラム法案を閣議決定した。プログラム法案は、8月6日にとりまとめられた社会保障制度改革国民会議報告書（以下、国民会議）の報告書に基づき、8月21日に閣議決定されたプログラム法案の骨子を具体化したものであり、2015年まで行う社会保障制度改革の内容を明確にしたものである。

2009年9月から2012年12月までの民主党政権は、「現在の世代が受ける社会保障は、現在の世代が負担する」という基本方針のもと、介護、年金、高齢者医療の高齢者向け3経費と子ども向け給付を、社会保障目的税とする消費税で確保するため、民自公の三党合意により社会保障・税一体改革を進めた。

この過程で民主党は分裂し、また増税は公約違反と批判され2012年12月の選挙で民主党は下野する要因になったが、野田前総理の決断は歴史に残るものと評価されるべきであろう。

こうしたなか議論が不十分だった後期高齢者医療制度、将来の年金制度改革などの課題は、社会保障制度改革国民会議で議論されることになり、2012年11月から2013年8月までかけ議論が行われ、その報告書に基づき改革のプログラム法が作成された。

社会保障制度改革国民会議の設置に当たっては、各党の政治的な思惑、関連省庁の利害対立、民主党の分裂などの影響もあり、紆余曲折があった。まず、こうした会議体の設置は、国民会議に先立ち設置さ

れ社会保障・税一体改革の下書きを行った「社会保障改革に関する有識者検討会（以下、有識者検討会）」報告書に「社会保障諮問会議」の設置として提案されている。その記述を紹介すると、「年金をはじめとする社会保障制度には、長期的に安定した、継続的な仕組みが必要である。時々の政権ごとに、社会保障制度が大きく振れるならば、国民の不安は増す。幅広い国民の間で社会保障をめぐる理念の形成と共有を促し、社会経済の変化に対して国民各層・各世代の利害を柔軟に調整し、社会保障を政争の具とせず、事実に基づいた客観的な議論をすすめることが大切である。こうした目的のために、与野党が対等に議論できる常設の会議体を設置するべきである。かつてこうした会議体として、与野党議員や有識者などからなる（旧総理府の）社会保障制度審議会が大きな役割を果たしていたが、現在は廃止されている。しかし、社会経済の変化が激しくなり、政権交代が例外的な事態ではなくなった今日こそ、こうした会議体が必要である。法律に根拠があり、与野党議員や有識者などから構成される常設の会議体「社会保障諮問会議」（仮称）の速やかな設置を提案する。（下線部は筆者が挿入）」としている。つまり下線部で強調するように、「有識者検討会」の当初の期待は、社会保障制度審議会の復活であったが、実際には国会議員による議論は、自公民の3党実務者協議に切り離され不安定なものとなり、有識者の会議体は時限設置とされた国民会議となり、結局、社会保障制度改革は当面の選挙などの議論の外に置くという政治調整のツールとなった。有識者検討会、国民会議に参加し、今後も社会保障制度に関する議論の体制の確立のために社会保障制度審議会の復活が必要だと思っていた筆者から見ると、まさに「長蛇」を逸した感を持つ。社会保障制度改革の議論とその課題については、総論である一圓論文が詳しく整理しているおり、ここであまり細かく紹介する余裕はないが、国民会議で議論の焦点は、1950年の「社会保障制度審議会勧告」や1959年の「医療保障

委員会最終答申」で言及された課題が、50年以上の時を経て再び議論されている。なぜそのような議論になったのか。古い問題が新しい装いで現れたのか、それとも課題が50年間解決されなかったのか。

国民会議は20回開催されたが、実際の議論は後期高齢者医療、将来の年金制度改革についての議論よりも、社会保障・税一体改革で不十分だった医療・介護の効率化の議論に集中した。最初の2回は民主党政権のもとで、本格的な議論は安倍政権になった第3回から始まった。

本特集の各論を簡単に紹介しよう。子ども子育てであるが、吉田論文が整理するように、ようやく「対処療法的な少子化対策」が終わったという点で意義がある。しかし、課題としてはワークライフバランスとの連携が不十分な点がある。医療改革については、国民健康保険の都道府県移行の議論が重要であったが、新田論文の厳しい指摘は、論理的に正し克的を射たものである。国民会議がこのような結論になった理由は、議事録から透けて見えるのではない。介護改革も時間的余裕がなく厳しい内容ものだが、地域の事業になる予防給付や地域包括ケアシステムの普及が決定的に重要であるが、多くの不安があるのは齋藤論文の指摘通りである。年金については、中嶋論文が、2009年の財政検証を使って議論した問題、支給開始年齢の意義、基礎年金の給付水準への対応など、国民会議報告書の課題をわかりやすく指摘している。すぐれた各執筆者による本特集号は多くの方に読んでいただき今後のプログラム法の議論に参考にさせていただきたいと思う。■

#### こまむら こうへい

慶應義塾大学大学院経済学研究科博士課程修了。経済学博士。東洋大学教授を経て現職。専門は社会保障論、経済政策。

著書に、『最低所得保障』（岩波書店、編著）、『大貧困社会』（角川SSC新書）、『社会保障の新たな制度設計』（慶応大学出版、編著）など。